

施策評価表(平成21年度実績評価と平成23年度方針)

作成日	平成 22 年 9 月 1 日
-----	-----------------

施策No.	06	施策名	環境への負荷を低減する生活・活動の促進	21年度 施策位置付け	<input type="checkbox"/> 重点施策 <input checked="" type="checkbox"/> それ以外
施策統括課名	環境政策課	施策統括課長名	林 幸雄		
施策関連課名					

1. 施策の目的と成果実績

施策の目的 「対象」	対象指標名	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
市民 事業所(平成18年10月1日での事業所統計から)	市民人口(1月1日現在、外国人登録者数含む)	人	116,117	116,473	116,579
	市内事業所数(官公営事業所数含む)	所	2,638 (18年調査)	2,638 (18年調査)	2,638 (18年調査)

施策の目的 「意図」	成果指標	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績
環境への負荷の少ない生活・活動を行う。	環境にやさしいと思う生活や活動を行っている市民の割合	%	70.7 (20年度調査)	68.7 (21年度調査)	68.7 (21年度調査)
成果指標設定の考え方	市内の環境への影響の主なものに、市民の生活行動に発するものがある。そこで、市民に直に環境への配慮について調査することとした。				

成果指標の把握方法(引用資料、算定式など)	平成21年度実績は、平成20年度施策成果アンケート調査結果を活用した。 平成20年度実績は、施策成果アンケート調査設問「環境にやさしいと思う生活や活動を行っている」に、「そう思う:16.7%」「どちらかといえばそう思う:52.0%」と回答した合計を指標数値とした。 平成19年度実績は、施策成果アンケート調査設問「環境にやさしい生活や活動を行っている」に、「そう思う:22.9%」「どちらかといえばそう思う:47.8%」と回答した合計を指標数値とした。
-----------------------	--

施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担	市民の役割 平成18年4月に市では環境基本計画を策定したところであるが、地球温暖化防止等、環境への意識の向上を図るため各種のイベントや学習会に積極的に参加する。また、自らの暮らしにおいても環境に意識して行動する。	行政の役割 環境にかかわる情報を市民に積極的に提供するなど、一層の啓発活動に努める。
-------------------------	---	---

2. 施策成果の評価

施策成果の水準評価	<p>&lt;施策の成果水準評価&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を上回る実績だった</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 21年度目標通りの実績だった</p> <p><input type="checkbox"/> 21年度目標を達成出来なかった</p> <p>根拠： 市民に、自らの暮らしにおいても環境に意識して行動してもらうべく、市は、環境にかかわる情報を市民に積極的に提供するなど、一層の啓発活動に努めている。その成果として、施策成果アンケート調査の数値から、目標どおりの実績を達成することができたと判断した。</p>	<p>①近隣との比較 公害に関しては、不適合と言う状況はほとんどない。このことは近隣市においても同レベル。市民の省エネ、リサイクルに配慮した生活を行っている市民の割合についても同様と思われる。</p> <p>②時系列比較 昭和40年代は騒音、水質、家畜の臭いの問題があったが、最近では公害問題に関してはなくなった。市民の省エネ、リサイクルに配慮した生活に関する意識は高まってきている。</p> <p>③市民期待水準との比較 生活環境は、以前より改善されてきており、強いニーズは少ない。</p>	<p>貢献度の「高い」事務事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害等監視事業</li> <li>・東京都市公害事務連絡協議会 参画事業</li> <li>・環境審議会開催事業</li> <li>・環境基本計画推進事業</li> <li>・害鳥獣対策事業</li> <li>・そ族昆虫駆除事業</li> <li>・地球温暖化の防止対策推進事業・環境美化推進事業</li> <li>・「かんきょう東久留米」作成事業</li> <li>・環境フェスティバル開催事業</li> </ul> <p>貢献度の「低い」事務事業名</p> <p>なし</p>
-----------	---	--	---

3. 施策コストの実績と評価

施策トータルコスト	単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	①時系列比較 いわゆる公害の減少とともに施策コストが下がっている一方で、カラスやハチの駆除などのコストは増えている。緑の基本計画見直し委託完了に伴い20年度事業費は減少。また、21年度から「環境美化推進事業」が追加され事業費は増加したが、「消費者センター内リサイクル推進事業(廃油せつけんづくり)」が廃止事業となり、事務事業数は前年と同数 ②近隣との比較 近隣市においても公害といわれるものは減少しているが、害鳥獣などの駆除については同様に苦情が多い。 ③納税者期待との比較 多くのコストをかけてでも保全すべきとの認識は少ない。 <施策事業費の中で上位1/3を占める事務事業名> 環境美化推進事業(57.2%)
①本施策を構成する事務事業の数	本数	9	10	10	
②事業費(本施策を構成する全事務事業の事業費合計)	千円	5,551	5,917	15,674	
③人件費(本施策を構成する全事務事業の人件費合計)	千円	64,693	36,062	47,214	
④トータルコスト(②+③)	千円	70,244	41,979	62,888	
効率性指標	円				
⑤事業費(定義式: ② / 市民人口)	円	48	51	134	
⑥人件費(定義式: ③ / 市民人口)	円	557	310	405	
⑦トータルコスト(定義式: ④ / 市民人口)	円	605	361	539	

4. 施策の方針設定に際しての前提条件

施策の成果向上における市の関与の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 市の関与の強化 <input type="checkbox"/> 市の関与の現状維持 <input type="checkbox"/> 市の関与の軽減 * 行政と市民の役割分担含む 説明： 環境負荷軽減に関しては、環境基本計画に基づき市民環境会議等も通じて、市民・事業者等の意識の向上に努める。さらに、様々な環境の維持には、一定の予算と人件費等が必要であり、市としても積極的な関与が必要である。また、市内に立ち上げた庁内環境委員会等も通じて、全庁的な取組みを図っていく。 地球温暖化対策推進のため、地球温暖化対策実行計画を平成20年4月に策定し、庁内のエコに取組みを始めている。	<input type="checkbox"/> 対象の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 対象の減少による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の増加による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 受益者の行政需要の減少による施策事業費の減 <input checked="" type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の増 <input type="checkbox"/> 制度改訂等による施策事業費の減 <input type="checkbox"/> 施策事業費の増減なし 説明： 環境基本計画を平成18年4月に策定した。今後は環境審議会における点検、評価、見直しとともに、市民環境会議での取組みの推進を図る。 一方、庁内環境委員会においては、計画の推進及び進行管理を進める。 今後の成り行き予測であるが、各担当の具体的計画推進による不確定要素があるため、施策単位としては事業費に変化は生じる。 また、地球温暖化対策については、平成20年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律により、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定が努力義務とされており、今後施策事業費の増も予測される。	<コスト削減不可事務事業名> (市の裁量ではコストを削減できない事務事業) なし
	施策コスト(事業費)の成り行き予測	施策コスト削減における市の裁量余地	コスト削減不可事務事業費の金額(比率) * 市条例は含まず 平成21年度実績 0 円 ( 0 % ) 市の裁量でコストを削減できる事業費の金額(比率) 平成21年度実績 15,674,000 円 ( 100 % )

5. 全庁評価会議で示された施策の方向等

(優先施策の選定) 施策の方向性	23年度の施策位置づけ : 優先施策 <input type="checkbox"/> それ以外 <input checked="" type="checkbox"/> 【主な意見】 ・環境基本計画の計画期間は、平成18年度～27年度であるが、約5年ごとに体系、進行管理のあり方等、計画全体に係る見直しを行っていく。 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)が、平成20年5月に改正された(平成22年4月1日施行。平成21年度におけるエネルギー使用量の計測・記録が必要)。
	①地球温暖化対策推進法(温対法)について ・平成20年6月改正された温対法で、都道府県及び特別市以上の地方公共団体は、現行の実行計画を拡充した上で、区域全体のアクションプラン策定を義務付けられ、新実行計画と都市計画等の関連 施策との連携を図ることも求められている。 一般市については、現在のところ努力義務であるが、温対基本法の制定後には同プラン策定も求められてくる。

6. 平成23年度に向けた施策方針

施策をめぐり環境状況の変化(予測)	<国・都の方針並びに関係法規等の変化> ・平成20年6月改正の「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。))」において都道府県並びに指定都市、中核市及び特別市(以下「指定都市等」という。))に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について盛り込むことが義務付けられた。指定都市等以外の市区町村においては、法改正前と同様に、法により計画策定の努力義務が定められている。(法第20条第2項)環境省では、平成22年8月に指定都市等以外の市区町村が活用することを念頭に置き、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版を取りまとめた。 ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定)では、2050年の長期目標として、現状から温室効果ガス排出の60～80%削減を行うことが我が国の目標とされ、国だけでなく、地方公共団体の積極的な取組も益々重要性を増してきている。 ・政府では、人類喫緊の課題である地球温暖化防止に向け、我が国の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減することを目指して、様々な政策を総動員することとしている。	説明： ・環境基本計画そのものにかかわる経費等に大きな変化は生じないものと考えられる。成果に関しては、施策成果アンケート調査結果から判断して目標とする成果を達成しているが、今後の取組みにより更なる向上を目指す。 ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定に当たっては、相当額のコストがかかるのと同時に、地球温暖化対策を実行していく上でも、かなりの費用は必要となる。そのため、行政、市民・事業者等の適切な役割を整理し、温暖化対策に実効性を持たせなければならない。	<取り組むべき課題> * 5.全庁評価会議で示された施策の方向等の「要検討課題」を受けて ①地球温暖化対策推進法(温対法)について ・地球温暖化の防止は、環境基本計画においても優先して取り組むべき施策である。「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」は平成20年4月に策定した。今後は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定し、市域全体の地球温暖化防止対策を進めていく必要がある。
	<市の状況、市民ニーズの変化> ・本市では、平成18年4月に環境基本計画を策定した。この計画は、平成18年度から10年間を想定したものであり、計画の概要版を作成し市内の全世帯に配布してきた。本計画は、市民、事業者、市が一体として環境の保全等に取り組むことが重要であることを説明している。 ・近年典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)といわれる公害問題の苦情・要望は減ってきているが、一方では、日常生活における相隣問題が増えている。隣住宅の換気扇、エアコン室外機の音や犬の鳴き声等が騒音の苦情として市に持ち込まれる状況にも至っている。また、市内にいわゆる「ごみ屋敷」問題も発生するなど、新たな課題も出てきている。	成果とコストに関する方針	<対応方向> ①地球温暖化対策推進法(温対法)について ・環境基本計画において、東久留米市が目指す「将来の環境像」の実現は、行政だけで達成できるものではない。地球温暖化防止対策についても、市民、事業者そして行政が一体となって、検討、行動していくことを求めているところである。それぞれが日常的に取り組んでいくことも重要であるが、市民、事業者、行政が協働していくことが計画推進に最も必要なことである。また、今後「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定をする段階になったときには、環境審議会、市民環境会議及び庁内環境委員会の連携によって、取組みの実効性をより高めることが必要となる。